



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

285	身体障害者福祉法による医師の指定	(障害福祉課).....	1
286	指定障害福祉サービス事業者の指定	(").....	2
287	"	(").....	2
288	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	2
289	大規模小売店舗の変更の届出	(").....	3
290	保安林の指定の解除予定に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課).....	4
291	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
292	道路の供用開始	(").....	5
293	道路の区域変更	(").....	5
294	"	(").....	6
295	道路の供用開始	(").....	6
296	道路の区域変更	(").....	6
297	道路の供用開始	(").....	7
298	道路の区域変更	(").....	7
299	道路の供用開始	(").....	7
300	道路の区域変更	(").....	8
301	道路の供用開始	(").....	8
302	道路の位置の指定	(都市政策課).....	8
303	"	(").....	9

○ 公告

主要農作物の奨励品種の決定及び指定の廃止	(果樹園芸課).....	9
----------------------	--------------	---

○ 監査公表

監査公表第7号	9
---------	-------	---

告 示

和歌山県告示第285号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和4年3月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指 定 年 月 日	診断する身体障害の種類													
					視 覚	聴 覚	平 衡	音 声 言 語	そ し ゃ く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 は ほ う こ う 直 腸	小 腸	免 疫	肝 臓	
伊藤雅矩	脳神経外科	南和歌山医療センター	田辺市たきない町27-1	令和4.2.25			○	○	○	○								

株式会社松源 代表取締役 桑原太郎

和歌山県和歌山市田屋138番地

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社松源 代表取締役 桑原太郎

和歌山県和歌山市田屋138番地

他未定

- 4 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年10月19日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,300㎡

- 6 駐車場の収容台数

97台

- 7 駐輪場の収容台数

75台

- 8 荷さばき施設の面積

35.0㎡

- 9 廃棄物等の保管施設の容量

15.0m³

- 10 開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時45分から午後9時15分まで

- 12 駐車場の自動車の出入口の数

3か所（敷地北側2か所、敷地南側1か所）

- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 14 届出年月日

令和4年2月18日

- 15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課（和歌山市湊通丁北一丁目1番地の4）

海南市まちづくり部産業振興課（海南市南赤坂11番地）

- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和4年3月8日から同年7月8日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第289号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出するこ

と。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジュンテンドー古屋店
和歌山県和歌山市古屋字保ジ本203番2
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚正
島根県益田市遠田町2179番地1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) 島根県益田市下本郷町206番地5
(変更後) 島根県益田市遠田町2179番地1
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
(変更前) 島根県益田市下本郷町206番地5
(変更後) 島根県益田市遠田町2179番地1
- 4 変更年月日
令和3年4月20日
- 5 変更した理由
本店移転のため
- 6 届出年月日
令和4年2月21日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和4年3月8日から同年7月8日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第290号

令和4年和歌山県告示第119号（以下「告示第119号」という。）で告示した保安林の指定の解除予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不分明である通知の相手方
西浦常三
- 2 解除予定保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び解除の理由
告示第119号のとおり

和歌山県告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日高印南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡印南町大字印南原字出口3519番地先から同町大字印南原字出口3513番1地先まで	旧	6.60 } 28.90	114.90	
同上	新	8.30 } 30.60	114.70	

和歌山県告示第292号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 日高印南線

供用開始の区間 日高郡印南町大字印南原字出口3519番地先から同町大字印南原字出口3513番1地先まで

供用開始の期日 令和4年3月8日

和歌山県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小豆島岩出線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市高瀬字若宮139番5地先から同市宮字橋53番1地先まで	旧	6.07 } 6.48	143.40	
同上	新	11.10 } 11.69	144.48	

和歌山県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高町大字志賀字大原2340番3地先から同町大字志賀字折戸1746番1地先まで	旧	5.49 ） 11.36	662.04	
同上	新	11.35 ） 26.00	660.00	

和歌山県告示第295号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 柏御坊線

供用開始の区間 日高郡日高町大字志賀字大原2340番3地先から同町大字志賀字折戸1746番1地先まで

供用開始の期日 令和4年3月8日

和歌山県告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 滝切目停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡みなべ町滝字土明979番1地先から同町滝字懸畑1022番1地先まで	旧	5.30 ） 23.20	117.40	

同上	新	9.40 ） 41.40	123.70	
----	---	--------------------	--------	--

和歌山県告示第297号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 滝切目停車場線

供用開始の区間 日高郡みなべ町滝字土明979番1地先から同町滝字懸畑1022番1地先まで

供用開始の期日 令和4年3月8日

和歌山県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 滝切目停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡みなべ町高野字下川130番1地先から同町高野字矢無平239番4地先まで	旧	4.30 ） 21.10	193.80	
同上	新	7.61 ） 34.40	192.70	

和歌山県告示第299号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 滝切目停車場線

供用開始の区間 日高郡みなべ町高野字下川130番1地先から同町高野字矢無平239番4地先まで

供用開始の期日 令和4年3月8日

和歌山県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
田辺市中芳養字貝田2198番1地先から同市中芳養字鳥淵3021番地先まで	旧	4.20 ） 35.80	981.60	山根木橋 L=6.30
同上	旧	10.25 ） 39.40	758.50	中芳養トンネル L=220.00 見城橋 L=16.80
同上	新	10.25 ） 39.40	758.50	中芳養トンネル L=220.00 見城橋 L=16.80

和歌山県告示第301号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 芳養清川線

供用開始の区間 田辺市中芳養字貝田2198番1地先から同市中芳養字鳥淵3021番地先まで

供用開始の期日 令和4年3月8日

和歌山県告示第302号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年3月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3570	岩出市金池字安場256番3の一部、257番1の一部、258番1の一部	和歌山市餌差町一丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林裕介	令和 4.2.18	6.00	57.58

和歌山県告示第303号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和4年3月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3573	橋本市高野口町名倉字戸岩田1086番3の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田梨絵	令和 4. 2. 25	6.00	39.85

公 告

公 告

主要農作物の奨励品種について、次のとおり決定及び指定の廃止を行った。

令和4年3月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 奨励品種に決定した品種

水稻うるち「にじのきらめき」

2 奨励品種に決定した品種の来歴及び特性の概要

(1) 来歴

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（平成18年4月1日から平成27年3月31日までは独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構）において、平成21年に「西南136号」（後の「なつほのか」）を母とし、「北陸223号」を父として人工交配を行い、その後代から選抜し、育成した品種である。平成27年に「北陸263号」の系統名が付され、平成30年に「にじのきらめき」として出願公表された。

(2) 特性

和歌山県内の栽培では、極早生品種に分類される「キヌヒカリ」より出穂が2日、成熟が5日程度遅く早生品種に分類される。草型は「中間型」に分類され、稈の太さは「中」に属し、「キヌヒカリ」より短稈で耐倒伏性は「強」である。芒は短く、穂の先端に極まれに生じ、顔色は「黄白」、ふ先色は「白」で、脱粒性は「難」である。穂発芽性は「難」に分類される。玄米の粒形及び粒大は「キヌヒカリ」より大きく、収量性が高い。玄米外観品質は「キヌヒカリ」より優れ、白未熟粒の発生が少ない。搗精歩合は「キヌヒカリ」並である。食味は「キヌヒカリ」より優れており、食味値が高い。

3 指定を廃止する奨励品種等

(1) 指定を廃止する奨励品種

水稻うるち「ミネアサヒ」

(2) 指定を廃止する日

令和5年3月31日

監 査 公 表

和歌山県監査公表第7号

令和3年9月22日付け監査報告第10号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月8日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 富 安 民 浩
 和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 知事直轄

(1) 政策審議課

監査実施年月日 令和3年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 負担金の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理された。	注意事項 ア 事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）に基づき、適正に処理するよう、課員に周知徹底した。

(2) 広報課

監査実施年月日 令和3年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 外出承認をすべきところ旅行命令を行い、旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 誤支給となっていた旅費について、返納手続を行うとともに、今後は、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。

2 総務部

(1) 人事課

監査実施年月日 令和3年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
指摘事項 ア 会計年度任用職員への報酬支払が遅延している事例があったので、今後このようなことのないよう、再発防止に万全を期されたい。	指摘事項 ア 報酬支払の遅延は、給与計算システムにおいて作成した会計年度任用職員の給与データが、常勤職員の給与データを作成する際に誤って消去される不具合があり、財務会計システムサーバーに必要なデータが送信されなかったことが原因であることが判明した。そのため、再発防止策として、給与計算システムにおいては、サーバーに送信する前の給与データが消去されないよう、また、財務会計システムにおいても、給与データが送信されなかった場合にエラー表示が出るよう、速やかにシステム改修を実施するとともに、関係職員によるチェックの徹底を指示し、事務処理の適正化を図った。

(2) 財政課

監査実施年月日 令和3年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 複写機（複合機）賃貸借契約に関する協議書について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 ア 複写機（複合機）賃貸借契約に関する協議書の決裁について、今後は、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。

(3) 管財課

監査実施年月日 令和3年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 自動車等使用台帳について、車両管理者等の確認がなされていないので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 自動車等使用台帳について、車両管理者等の確認を行うよう、課員に周知徹底した。</p>

(4) 危機管理・消防課

監査実施年月日 令和3年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 危険物取扱者保安講習業務委託に係る単価契約の決裁について、決裁区分を誤っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 事務決裁規程を局内全職員に改めて配布するなど、公文書管理責任者を始めとした各職員のチェック体制を強化し、今後は、適切な事務処理を行うよう、周知徹底した。</p>

(5) 防災企画課

監査実施年月日 令和3年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 総合防災情報システム無停電電源装置交換修繕業務について、工期延長に伴った入札・履行保証保険証券を受理せず、変更契約していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 再発防止のため、変更契約を締結する際の確認項目について、改めて局内全職員に周知徹底し、チェック体制の強化を図った。</p>

(6) 災害対策課

監査実施年月日 令和3年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 需用費修繕料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 再発防止のため、和歌山県財務規則の運用について(依命通達)(昭和63年4月1日付け出第1号)に基づき、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p>

3 企画部

(1) 企画総務課

監査実施年月日 令和3年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 使用料及び賃借料の支出負担行為において、出納機関の合議区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 支出負担行為の合議を要する経費については、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)等に基づき、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p>

(2) 文化学術課

監査実施年月日 令和3年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 国庫補助金等の交付申請及び実績報告において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 補助金等の交付申請及び実績報告について、事務決裁規程に基づき、今後は、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p>

イ 補助金の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 補助金の支出負担行為について、事務決裁規程に基づき、今後は、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。

(3) 国際課

監査実施年月日 令和3年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 随時の資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ ノートパソコン賃貸借契約について、予定価格が入札すべき金額であるのに簡易公開調達で処理している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県財務規則等に基づき、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）や和歌山県財務規則等に基づき、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

(4) 情報政策課

監査実施年月日 令和3年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 過支給となった旅費について納入通知書を発行し、返納手続を行った。夜間帰着に該当する旅行命令簿の記載について、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等に基づき、今後は、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p>

(5) 地域政策課

監査実施年月日 令和3年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 負担金の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 事務決裁規程に基づき、今後は、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。また、令和3年度分については適正に処理した。</p>

(6) 総合交通政策課

監査実施年月日 令和3年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅費計算において、運賃等の調整の入力漏れにより過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 過支給となった運賃について納入通知書を発行し、返納手続を行った。また、旅費の減額調整が発生する旅行命令簿の記載について、職員等の旅費に関する条例等に従い、今後は、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p>

4 環境生活部

(1) 環境生活総務課

監査実施年月日 令和3年8月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p>	<p>注意事項</p>

<p>ア 電気料金の支払において、延滞利息を支払っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 国庫補助金等の交付申請及び実績報告において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>ア 電気、ガス、水道料金等の支払状況確認表を作成し、支払状況を所属内の誰でも確認できるようにするとともに、総務事務集中課への支払依頼の処理時に複数人で確認を行うこととし、事務処理の適正化を図った。</p> <p>イ 過払の旅費について返還手続を行い、返還を完了した。 また、職員等の旅費に関する条例等に基づき、適正に処理するよう、課内研修を実施し、職員に周知徹底した。</p> <p>ウ 事務決裁規程に基づき、適正に処理するよう、課内研修を実施し、職員に周知徹底した。</p>
--	---

(2) 青少年・男女共同参画課

監査実施年月日 令和3年8月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 令和2年度和歌山県青少年育成事業補助金（地域活動推進事業及び地域子ども集団相互交流推進事業）について、額の確定手続に誤りがあったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 委託料の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号）に基づき、適正に処理するよう、課内研修を実施し、職員に周知徹底した。</p> <p>イ 事務決裁規程に基づき、適正に処理するよう、課内研修を実施し、職員に周知徹底した。</p>

5 福祉保健部

(1) 子ども未来課

監査実施年月日 令和3年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 保育士人材確保事業業務委託について、仕様書に定める委託業務の内容変更に伴う変更契約をしていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>イ 子供食堂支援事業補助金について、補助金交付要綱の運用に誤りがあったので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 子育て支援員研修業務委託に係る覚書について、出納機関への合議がなされていないため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 仕様書に定める委託業務内容に変更が生じた場合は、適宜変更契約を行うなど、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>イ 新型コロナウイルス感染症の拡大等やむを得ない状況に対応できるよう、子供食堂支援事業補助金交付要綱を改正し、事務処理の適正化を図った。</p> <p>ウ 和歌山県財務規則に基づき、出納機関への合議区分を確認し適正に事務処理を行うよう、課内職員に周知徹底した。</p>

(2) 長寿社会課

監査実施年月日 令和3年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 随時の資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県財務規則の運用について（依命通達）に基づき、適正に事務処理を行うよう、課室内職員に周知徹底した。</p>

(3) 障害福祉課

監査実施年月日 令和3年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

<p>注意事項</p> <p>ア ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の承認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 償還金、利子及び割引料の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 常時の資金前渡において、前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア ETCカードに係る管理の徹底等について（平成21年7月7日付け出第129号）等に基づき、適正な事務処理を行うよう、課内職員に周知徹底した。</p> <p>イ 事務決裁規程に基づき、専決事項の確認及び適正な事務処理を行うよう、課内職員に周知徹底した。</p> <p>ウ 和歌山県財務規則の運用について（依命通達）に基づき、適正な事務処理を行うよう、課内職員に周知徹底した。</p>
---	--

(4) 薬務課

監査実施年月日 令和3年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 令和元年度青少年を対象とした薬物乱用防止啓発まんが作成業務委託について、源泉徴収漏れがあり、延滞税を支払っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 自動車等使用台帳について、和歌山県有自動車等管理規程（平成13年和歌山県訓令第4号）第6条に基づき、使用状況の報告等の適正な処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>イ 報酬・料金に係る所得税、復興特別所得税等の源泉徴収事務について、所得税法（昭和40年法律第33号）、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）等の規定に基づき、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

6 商工観光労働部

(1) 商工観光労働総務課

監査実施年月日 令和3年8月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 自動販売機設置に係る土地の貸付料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 自動販売機に係る土地の貸付料について、今後は、納期限内に収納されていることを定期的にシステムで確認し、納付されていない場合は早急に納付するよう連絡するとともに、納期限を過ぎた場合は速やかに督促状を発するよう、また、他の職員も状況を把握し補完するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(2) 労働政策課

監査実施年月日 令和3年8月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 支出票を紛失していたので、今後このようなことのないよう、公文書の厳正な管理・保管に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 会計課から返却を受けた支出票は、速やかに簿冊に綴るとともに、適切に綴られていることを別の職員（公文書管理責任者又は補助者）がチェックするよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(3) 観光振興課

監査実施年月日 令和3年8月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

<p>注意事項 ア 著作権の使用料について、源泉徴収漏れがあり、不納付加算税及び延滞税を支払っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 報酬・料金等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収事務について、所得税法、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法等の規定に基づき、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>
---	--

7 農林水産部

(1) 農業試験場暖地園芸センター

監査実施年月日 令和3年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 生製品の販売について、歳入の内容を調査することなく収入調定を行っていたので、適正に処理されたい。 イ 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 農林水産総務課に収入調定を依頼する際、歳入の内容に係る資料の作成及び送付を行うよう、関係職員に周知徹底した。 イ 直ちに前渡資金出納簿を備えるとともに、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(2) 果樹試験場

監査実施年月日 令和3年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 イ 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 公用車使用後の車両管理者等の確認及び確認印の押印について、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。 イ 物品調達台帳の内容確認及び決裁印の押印について、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(3) 畜産試験場

監査実施年月日 令和3年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。 イ 生製品を売却したにもかかわらず収入調定しなかったため、代金が収納されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 過払の旅費について返還手続を行い、返還を完了した。また、職員等の旅費に関する条例等の規定に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底し、確認体制を強化した。 イ 事例確認後、直ちに収入調定を行い、収納を完了した。今後は、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(4) 畜産試験場養鶏研究所

監査実施年月日 令和3年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 生製品の販売について、歳入の内容を調査することなく収入調定を行っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 農林水産総務課に収入調定を依頼する際、歳入の内容に係る資料の作成及び送付を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(5) 水産試験場

監査実施年月日 令和3年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 全職員を対象に心と時間に余裕を持った運転、周囲の目視確認の徹底等、交通事故防止研修を行うとともに、毎月、朝礼等の機会を活用し、交通安全について周知徹底するなど、継続して交通事故防止に努めている。</p>

(6) 食品流通課

監査実施年月日 令和3年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 委託料及び負担金の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金の交付申請、遂行状況報告及び実績報告について、決裁区分を誤っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県財務規則の運用について（依命通達）に規定された「支出負担行為の合議を要する経費」に基づき、適正な事務処理を行うよう、課内職員に周知徹底した。</p> <p>イ 事務決裁規程に規定された「部長、局長及び課長共通専決事項」に基づき、適正な事務処理を行うよう、課内職員に周知徹底した。</p>

(7) 畜産課

監査実施年月日 令和3年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 過払の旅費について、早朝出発の日当の返還処理を行った。また、今後このようなことのないよう、適正な旅費事務について職員に周知徹底した。</p>

(8) 資源管理課

監査実施年月日 令和3年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 小型機船底びき網漁業許可申請書において、県証紙の消印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 令和3年度からは県証紙の消印が適正になされているか複数の職員で確認し、再発防止に努めている。</p>

8 県土整備部

(1) 技術支援課

監査実施年月日 令和3年8月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 令和2年度において、現物確認できない備品について備品台帳の整理を行ったところであり、今後は、適正に処理していく。</p>

(2) 河川課

監査実施年月日 令和3年8月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

<p>注意事項</p> <p>ア 河川敷地の不法占用については、令和2年度末で8件あり、引き続き不法占用者に対しては厳正に処理されたい。</p> <p>また、不法占用を防止するため、河川パトロール等により、河川巡視の強化を図られたい。</p> <p>イ 指定管理業務について、事業計画や協定書に基づき会計処理が適切に行われているか等について、実地調査を行っていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 河川敷地の不法占用については、「和歌山県河川法違反行為対策指針」に基づき、不法占用者に対して現状が違法行為であることを十分認識させ、その形態等に応じた指導や処分を実施しているところであり、引き続き、指導や河川敷地の売払い等の検討を行うなどの具体的な対応により、全面的な解消に努めていく。</p> <p>また、「河川パトロール実施要領」に基づく河川監視を実施することにより、新たな不法占用の防止に努めていく。</p> <p>イ 指定管理業務が適切に実施されているか等について、「指定管理者制度に関する和歌山県指針」に基づき、令和3年7月に実地調査を行った。また今後も、年1回以上は、事業計画や協定書に基づき、管理運営業務が適切に実施されているか、会計処理が適切に行われているか等について、実地調査を行っていく。</p>
---	---

(3) 都市政策課

監査実施年月日 令和3年8月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 指定管理業務について、事業計画や協定書に基づき会計処理が適切に行われているか等について、実地調査を行っていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 決裁権者の決裁がなされていることを確認した上で簿冊に綴じるよう、関係職員に周知徹底した。今後このようなことのないよう、適正な事務処理を徹底していく。</p> <p>イ 指定管理業務が適切に実施されているか等について、「指定管理者制度に関する和歌山県指針」に規定されている実地調査マニュアルに基づき、令和3年8月2日に実地調査を実施した。今後も、公園及び施設の適正な運営確保のため、実地調査を実施していく。</p>

(4) 公共建築課

監査実施年月日 令和3年8月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 随時の資金前渡において、精算及び戻入の遅延等の事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 随時の資金前渡を行う際は、事前に執行可能であることの確認を徹底し、執行できない場合は速やかに戻入処理を行う。今後このようなことのないよう、適正な事務処理について職員に周知徹底した。</p>

(5) 港湾空港振興課

監査実施年月日 令和3年8月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 指定管理業務協定書に定められている利用規則等に関する規程の制定に係る承認がなされなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 指定管理者からの利用規則等の制定に係る規程の提出を受け付けたことで、承認がなされたものと認識していたことによるものである。今後、指定管理者から利用規則等の制定や改廃に係る規程の提出があった場合には、承認を行うようにしていく。</p>

イ 指定管理業務において、事業計画や協定書に基づき会計処理が適切に行われているか等について、実地調査を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 指定管理業務に関する実地調査は順次行っていたが、最終の実地調査対象であった施設の指定管理者が指定管理業務を辞退したことで、実地調査を行う時期を逸したことによるものである。今後、事業計画や協定書に基づき会計処理が適切に行われているか等について、前年度の決算終了後、早期に実地調査を行うようにしていく。

(6) 港湾漁港整備課

監査実施年月日 令和3年8月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 常時の資金前渡において、前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 役務費手数料の支出において、履行確認が行われていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 常時の資金前渡について、和歌山県財務規則の運用について（依命通達）第61条第4項に基づき、適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>イ 役務費手数料の支出について、和歌山県財務規則第97条第2項に基づき、適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

9 会計局

(1) 会計課

監査実施年月日 令和3年8月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 支出負担行為において、合議区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県財務規則等に基づき、適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。 また、出納員研修を始めとする会計課主催の研修会等の機会を通じて、各課に周知を図っていく。</p>

10 県議会事務局

監査実施年月日 令和3年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）において、同表が出力されず決裁権者の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 事後調定時の事務処理について適正に行うよう、関係職員に周知徹底した。 今後は、収入調定票のデータ出力漏れがないよう、複数人で確認を行っていく。</p>

11 教育委員会

(1) 総務課

監査実施年月日 令和3年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 国庫補助金等の実績報告において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 事務決裁規程に基づき、適正に処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

(2) 教職員課

監査実施年月日 令和3年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 旅行命令簿において、居住地発着（直行・直帰）の有無欄の記入を誤ったため、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 速やかに返納を行うとともに、今後は、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。

(3) スポーツ課

監査実施年月日 令和3年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 指定管理業務について、事業計画や協定書に基づき会計処理が適切に行われているか等について、実地調査を行っていなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 ア 「指定管理者制度に関する和歌山県指針」に基づき、令和3年8月に実地調査を行った。今後は、少なくとも年1回以上は実地調査を行うよう、職員に周知した。

(4) 義務教育課

監査実施年月日 令和3年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 外出承認をすべきところ旅行命令を行い、旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 誤支給となっていた旅費について返納を行うとともに、今後は、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。

(5) 教育支援課

監査実施年月日 令和3年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 物品不用調書において、出納機関への通知を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。 イ 旅行命令簿において、居住地発着（直行・直帰）の有無欄の記入を誤ったため、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 予備監査終了後、物品不用調書において、出納機関への通知を行うとともに、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。 イ 過払分については、令和3年7月27日に返納が完了した。今後は、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。

12 公安委員会

警察本部

監査実施年月日 令和3年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 委託料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 出納機関への合議について、和歌山県財務規則等に基づき、合議区分を確認し、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。